

令和6年度答申第1号

令和6年4月8日

鴻巣市長 並 木 正 年 様

鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会
会長 伊 藤 一 枝

答 申 書

令和6年2月1日付け鴻総務第403号にて貴職から受けた、鴻巣市長による保有個人情報不開示決定処分（鴻介第1660号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年11月4日付け鴻介第1660号により鴻巣市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、鴻巣市個人情報保護条例（平成17年鴻巣市条例第148号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づく「〇〇〇〇（以下「本件被相続人」という。）に係る 1. 令和2年度、令和3年度及び令和4年度の介護保険認定情報 (1)認定調査票、(2)主治医意見書、(3)要介護認定結果 2. 介護保険被保険者給付実施台帳 (1)被保険者名：本件被相続人、(2)対象月：令和2年7月から令和4年6月、(3)サービス業者名、(4)給付内容など」（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して実施機関が行った本件処分について、本件処分を取り

② 500万円という本件不動産の売買金額は、相場の半額以下であること。

③ 本件被相続人は認知症を患っていたと聞いており、有効な売買契約を締結するのに十分な判断能力を有していなかったと思われること、つまり、本件不動産の売買契約は無効であると考えられること。

(3) 条例第2条第2項によれば、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、「死者に関する情報」は個人情報にあたらない。

また、東京都豊島区をはじめとして、他の市町村においては、死亡した市民等の遺族についても、当該死亡した市民などに関する保有個人情報等の開示請求権を定めている市町村もあるが、条例には、このような定めはなく、本件開示請求は条例第16条に規定する請求人の「自己を本人とする保有個人情報」に該当しない。

しかしながら、死者の個人情報の全てが開示請求の対象とならないと解することは妥当ではなく、死者の個人情報であっても、それが同時に請求者本人の情報であると認められる事情がある場合には、請求者本人の情報として扱い、開示請求の対象となると解すべきである。

具体的には、請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報については、当該請求者の個人情報として開示請求の対象となると考えられる。

その証拠として、鴻巣市個人情報保護事務処理要領（平成18年鴻巣市訓令第12号。以下「要領」という。）第7-2(3)イにおいては、死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報についての開示請求の場合の事務処理が規定されている。

(4) なお、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインによれば、個人情報に該当する事例として、「（※2）死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する。」としている。

したがって、死者が、生前の判断能力がないときにされた行為によって不法行為が成立するような場合に、その判断能力がないことが、介護記録を確認しないと立証できないとき（つまり、ほかに資料がないとき）に、その確認をするための情報、つまり、本件保有個人情報の開示されるべきであると解する。

- (5) 実施機関は、弁明書において、本件開示請求は、要領第7-2(3)アからエまでに該当する遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合とは認められず、請求者本人の情報として扱うことができないため、開示請求の対象とならないと弁明している。

弁明書に記載された弁明のうち、要領第7-2(3)ア及びイについての弁明について、以下のとおり反論する。

- (6) 審査請求人は、本件保有個人情報の開示を請求した本件被相続人の相続財産について、他の法定相続人と現在も遺産分割協議の最中である。

令和2年6月5日から本件被相続人の財産管理を行っていた本件被相続人の弟であり、法定相続人の一人である本件購入者から相続財産の開示を受けたものの、850万円の金員が行方不明となっていた。

審査請求人は、令和5年2月6日に本件審査請求を行った後、相続財産の調査を継続した結果、次の事実が判明した。

令和2年6月8日に〇〇〇〇銀行から350万円、〇〇〇〇〇銀行〇〇支店から500万円、合計850万円を引き出した。

なお、〇〇〇〇〇銀行〇〇支店から500万円の引出し時には、次のような経緯があったことを審査請求人は同行の行員から聞知した。

本件被相続人は（年齢などから本件購入者と思われる）男性と来店して、500万円を現金で引き出そうとしたので、用途を確認したところ、「九州の施設に入るため、農協の口座へ入れる。」と話していたが、高齢者による高額の出金については、送金か自己宛小切手を勧めており、現金は渡さないようにしているため、送金か、自己宛小切手を強く勧めたところ、自己宛小切手を選んだ。

同日〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇支店で、口座を新設し、入金し、その後本件購入者が全額口座から引き出して、現金を保有していることが判明した。

審査請求人の代理人弁護士から本件購入者に送付した令和5年3月30日付け及び同年6月28日付け「ご連絡」と題する書面に記載されているとおり、現在も遺産分割の協議中であり、本件被相続人の財産は、現在、審査請求人を含めた共同相続人3名が共有している状態である。

したがって、死者である本件被相続人の財産が、審査請求人にも帰属しており、要領第7 2(3)アにより、本件処分の請求に係る死者の個人情報、死者である本件被相続人から相続した財産に関する情報についての開示請求であり、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合に該当し、審査請求人本人の情報として扱うべき情報であるため、開示の対象とするべきものである。

- (7) 本件被相続人の介護保険については、令和3年5月に介護保険の見直し申請を行い、令和3年6月5日には、要介護3の介護保険証を、親族が、本件被相続人が入居していた介護老人保健施設〇〇に届けたと聞知している。

本件不動産の売買契約が行われた令和〇年〇月〇〇日は、本件被相続人が末期大腸がんで同年〇月〇〇日に逝去する約2か月前である。この時期は、要介護3の状態よりも、さらに要介護状態が進行していると思われる（このことは、開示請求をしている介護記録が重要な証拠となる。）。

また、売買代金は500万円であるが、不動産業者に査定を取ったところ1500万円という結果が出た。つまり、上記売買契約は、本件購入者により、本件被相続人が正常な判断能力が欠如していることを利用して、不当に低額な代金額で締結させられたものである。また、本件の売買契約はコロナ禍の介護老人保健施設において、司法書士の立会もなく行われたと聞知している。

したがって、上記売買契約は無効であり、本件被相続人は、本件購入者に対する差額の1000万円の不法行為による損害賠償請求

権を有することとなったが、判断能力が欠如している本件被相続人が生前に同請求訴訟を提起することは極めて困難であった。

よって、生前に、本件被相続人が、本件の売買契約に関し、不法行為による損害賠償請求訴訟を提起しなかったことをもって、審査請求人は、不法行為による損害賠償請求権を相続していないと認定するのは、要介護3で、本件被相続人の死が迫った状況での本件の売買契約が行われたという特殊な状況が、全く考慮されていない。

したがって、実施機関の判断は合理性を持つ判断と解することはできず、審査請求人は、本件の売買契約に関する不法行為による損害賠償請求権を相続したと解するべきであり、要領第7 2(3)イにより、本件処分の請求に係る死者の個人情報、死者である本件被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権などに関する情報についての開示請求であるから、死者に関する情報のうち審査請求人を本人とする保有個人情報に係る開示請求に当たり、審査請求人への開示の対象とするべきものである。

本人の判断能力を立証するためには、開示請求をしている介護記録が重要な証拠になるところ、この開示を受けられなければ、行政が、本人の意思に反して財産を不当に取得した加害者側に加担したものと同一結果となり、不合理であることは明らかである。

- (8) 以上のとおり、本件開示請求は、要領第7 2(3)ア又はイに定められた死者に関する情報のうち審査請求人を本人とする保有個人情報に係る開示請求に当たり、実施機関は本件保有個人情報を開示するべきである。

第3 実施機関の弁明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように弁明している。

- 1 本件処分は、審査請求人が保有個人情報の開示請求をした文書について、当該文書に記載のある死者の情報が請求人の情報でもあるとは認められないことから、保有個人情報の不開示の決定をしたものである。
- 2 本件処分の請求に係る保有個人情報の内容は、死者に関する情報で

あり、条例第2条第2項において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと定義している。この定義に照らせば、条例に基づく保有個人情報の開示請求権を行使できる主体は生存する請求者本人であり、死者は請求の主体となり得ない。しかしながら、死者の個人情報の全てが開示請求の対象とならないと解することは妥当ではなく、死者の個人情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、請求者本人の情報として扱い、開示請求の対象となる。具体的には、要領第7-2(3)において、死者に関する情報のうち請求者を本人とする保有個人情報に係る開示請求として、次のアからエまでを定めている。

ア 死者である被相続人から相続した財産に関する情報についての開示請求

イ 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報についての開示請求

ウ 近親者固有の慰謝料請求権や遺贈など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報についての開示請求

エ 死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報についての開示請求

3 これを本件について当てはめると、アについては、審査請求人から提示された甲第1号証による不動産登記情報から審査請求人が相続した財産とは判断できないため、該当しない。

イについては、死者である本件被相続人が生前における不動産の売買契約を巡り、生前に第三者に対して不法行為による損害賠償請求等を行っている等、訴訟を起こしていた証拠書類の提示はなく、本件の売買契約に関し、不法行為による損害賠償請求権等を審査請求人が相続した事実は確認できないため、該当しない。

ウについては、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報についての開示請求ではないため、該当しない。

エについては、死亡した時点において未成年であった自分の子に関

する情報についての開示請求ではないため、該当しない。

したがって、本件処分の請求に係る死者の個人情報、上記アからエまでに該当するような、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合とは認められず、請求者本人の情報として扱うことができないため、開示請求の対象とならない。

4 以上のことから、本件処分は妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

審査請求人が開示を求めた本件保有個人情報は、「本件被相続人に係る 1. 令和2年度、令和3年度及び令和4年度の介護保険認定情報 (1)認定調査票、(2)主治医意見書、(3)要介護認定結果 2. 介護保険被保険者給付実施台帳 (1)被保険者名：本件被相続人、(2)対象月：令和2年7月から令和4年6月、(3)サービス業者名、(4)給付内容など」である。

実施機関は、本件保有個人情報は条例第16条第1項に規定する請求人の「自己を本人とする保有個人情報」に該当しないため、として不開示決定をした。

審査請求人は、本件被相続人から相続した財産、不法行為による損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有するので、本件保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとして本件審査請求をしたものである。

2 条例の規定について

条例第2条第2項は、「この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。(1)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情

報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) (2)個人識別符号が含まれるもの」と規定している。

条例第2条第7項は、「この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報（鴻巣市情報公開条例（平成13年鴻巣市条例第4号）第2条第2項に規定する市政情報をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。」と規定している。

条例第2条第9項は、「この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。」と規定している。

条例第16条第1項は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。

このように、条例は、生存する個人に対し、自己がその情報の本人となっている保有個人情報の開示を請求することができる権利を付与したものである。

3 本件処分の当否について

(1) 本件保有個人情報は、本件被相続人の情報、すなわち死者に関する個人情報であり、本件開示請求は死者の個人情報に関する開示請求である。

もともと、死者に関する情報であっても、死者と請求者自身との関係及び当該情報の内容に照らして、それが請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報及び社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報については、自己を本人とする保有個人情報に含まれると解することができる。ちなみに、個人情報保護委員会作成の個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）においては、「死者に関す

る情報については、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となる。」とされている。

なお、死者に関する情報であっても請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報とは、請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報、請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報、近親者固有の慰謝料請求権などの死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報等をいい、社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報とは、死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報等をいうと解されている（東京地方裁判所平成28年（行ウ）第587号平成30年1月18日判決、要領第72(3)）。

- (2) そこで、本件保有個人情報について当審査会において見分したところ、「認定調査票」は、本件被相続人の身体機能・起居動作、生活機能、認知機能、精神・行動障害、社会生活への適応等が記載されたものであり、「主治医意見書」は、本件被相続人の傷病、心身の状態、生活機能とサービス等に関する主治の医師等の意見が記載されたものであり、「要介護認定結果」は、本件被相続人の氏名、住所、年齢、性別、判定結果、認定有効期間、前回判定結果等が記載されたものであり、「介護保険被保険者給付実施台帳（介護保険受給者給付実績台帳）」は、本件被相続人の氏名、住所、生年月日、性別、要介護度、認定有効期間、本件被相続人に対し提供された介護給付に係るサービス事業者名、サービス期間、サービス内容、単位数、保険請求額、利用者負担額等が記載されたものであった。
- (3) 審査請求人は、「本件処分の請求に係る死者の個人情報は、死者である被相続人（本人）から相続した財産に関する情報についての開示請求であり、遺族等の生存する個人に関する情報でもあ

る場合に該当し、審査請求人本人の情報として扱うべき情報である」と主張している。

しかし、本件保有個人情報、第4条第3項(2)記載のとおり、本件被相続人の身体機能、生活機能、認知機能、傷病等の状況等に係る情報であり、本件被相続人から相続した財産に関する情報は含まれていない。

したがって、本件保有個人情報は本件被相続人の固有の情報であり、審査請求人自身の情報という性質を有するものではなく、審査請求人の「自己を本人とする保有個人情報」ということはできない。

- (4) また、審査請求人は、「本件処分の請求に係る死者の個人情報は、死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権などに関する情報についての開示請求であるから、死者に関する情報のうち請求者を本人とする保有個人情報に係る開示請求にあたり、」と主張し、本件保有個人情報のほかに不法行為の成立を立証する資料がないときに、その確認をするための情報、つまり本件保有個人情報は開示されるべきであると主張している。

本件保有個人情報は、第4条第3項(2)記載のとおり、本件被相続人の身体機能、生活機能、認知機能、傷病等の状況等に係る情報であり、不法行為による損害賠償請求権等に関する情報は含まれていない。また、審査請求人が本件保有個人情報のほかに不法行為の成立を立証する資料がないという趣旨を述べているように、本件被相続人に対する不法行為の存否は不明であり、本件被相続人が不法行為による損害賠償請求権等を具体的に取得していたということは認められないので、審査請求人が本件被相続人の不法行為による損害賠償請求権等を相続したということとはできない。すなわち、「本件処分の請求に係る死者の個人情報は、死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権などに関する情報」とはいえない。

したがって、本件保有個人情報は本件被相続人の固有の情報であり、審査請求人自身の情報という性質を有するものではなく、

審査請求人の「自己を本人とする保有個人情報」ということはできない。

- (5) よって、本件保有個人情報が条例第16条第1項に規定する請求人の「自己を本人とする保有個人情報」に該当しないため、として不開示とした実施機関の本件処分は妥当である。

4 結論

以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 審査会の審議経過

年 月 日	経 過
令和6年 2月 1日	諮問書の受理及び審議
令和6年 2月27日	審議
令和6年 3月28日	審議
令和6年 4月 4日	審議

鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 伊 藤 一 枝

委員 棚 澤 利 郎

委員 卷 正 行